

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	○ 三重県立学校体育施設の使用料に関する条例	保健体育課	1頁
	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	教職員課	2頁
	○ 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例	社会教育・文化財保護課	3頁
	○ 斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例	社会教育・文化財保護課	4頁
	○ 三重県立美術館条例の一部を改正する条例	社会教育・文化財保護課	5頁
	○ 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例	社会教育・文化財保護課	10頁
	○ 三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例	社会教育・文化財保護課	11頁

お 知 ら せ

平成31年3月18日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

〔三重県立学校体育施設の使用料に関する条例をいよいよ公布します。〕

平成三十一年三月十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二号

〔三重県立学校体育施設の使用料に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第十三条の趣旨を踏まえ、県立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で一般のスポーツ活動に使用する際の使用料に関し、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十五号）の特例として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第一条の条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものによる。

- 一 体育施設 三重県立高等学校及び三重県立特別支援学校の施設であって、別表の上欄に掲げるものをいう。
- 二 一般のスポーツ活動 学校教育以外で行われるスポーツ活動であって、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動をいう。

(使用の許可)

第三条 一般のスポーツ活動のために体育施設を使用しようとする者は、三重県教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第四条 前条の許可を受け体育施設を使用した者は、知事が指定する日までに、次の各号に掲げる金額を納付しなければならない。

- 一 別表の上欄に掲げる体育施設」といふ、同表の下欄に掲げる金額に前条の許可を受けた時間を乗じて得た額
- 二 照明設備を使用した場合における実費を基準として知事が定める額

(他の条例との関係)

第五条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、体育施設の使用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 第三条の規定による許可の申請及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第二条、第四条関係）

体 育 施 設	単 位	金額
運動場	一〇、〇〇〇平方メートル未満一時間につき	三〇〇円
テニスコート	一〇、〇〇〇平方メートル以上一時間につき	六〇〇円
体育館	一面一時間につき	二〇〇円
トレーニング場	六〇〇平方メートル未満一時間につき	三〇〇円
武道場	六〇〇平方メートル以上一時間につき	六〇〇円
弓道場	全面一時間につき	一〇〇円
レスリング場	全面一時間につき	一〇〇円
卓球場	全面一時間につき	一〇〇円
体操場	全面一時間につき	一〇〇円
ウエイトリフティング場	全面一時間につき	一〇〇円
フェンシング場	全面一時間につき	一〇〇円
ボクシング場	全面一時間につき	一〇〇円

備考

- 一時間に満たない時間は、一時間とする。
- 体育施設の設備（照明設備を除く。）又は備品の使用に係る使用料については、無料とする。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県条例第三十六号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
(県立学校職員の定数)						
第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。						
一 高等学校						
校長、教員、養護教員及び実習助手 三、〇九						
一人 事務職員及び技術職員 二七三人						
その他の中職員 五九人						
計 三、四二三人						
二 特別支援学校						
校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、一八四人						
栄養教諭及び学校栄養職員 一三人						
事務職員 八三人						
(県立学校職員の定数)						
第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。						
一 高等学校						
校長、教員、養護教員及び実習助手 三、一六〇人						
事務職員及び技術職員 二三一人						
その他の中職員 一〇七人						
計 三、四九八人						
二 特別支援学校						
校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、一七九人						
栄養教諭及び学校栄養職員 一三人						
事務職員 六〇人						

その他の職員 四人

計 一、二八四人

(市町立学校職員の定数)

第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）

校長及び教員 六、〇四二人

養護教員 三五七人

栄養教諭及び学校栄養職員 一一四人

事務職員 三七三人

計 六、八八六人

二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）

校長及び教員 三、三二八人

養護教員 一五二人

栄養教諭及び学校栄養職員 三〇人

事務職員 一六七人

計 三、六七七人

三 その他他の職員 三三人

計 一、二八五人

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県条例第三十七号

三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二十二条関係）					
区分		個人	基本展示	観 覧 料	
一般		個人	企画展示 及び特別 企画展示	年間バ スポーツ ト券による 観覧	
大学生及 びこれに 準ずる者	五百一〇円 四一〇円	五百一〇円 四一〇円	二四〇円	二四〇円	二四〇円
中学生、 高校生及 びこれら に準ずる 者					
小学生、 中学生、 高校生及 びこれら に準ずる 者					
一般		個人	企画展示 及び特別 企画展示	年間バ スポーツ ト券による 観覧	
大学生及 びこれに 準ずる者	五百一〇円 四一〇円	五百一〇円 四一〇円	二四〇円	二四〇円	二四〇円
中学生、 高校生及 びこれら に準ずる 者					
小学生、 中学生、 高校生及 びこれら に準ずる 者					

		改 正 後		改 正 前	
別表第二（第二十二条関係）					
区分		個人	基本展示	観 覧 料	
一般		個人	企画展示 及び特別 企画展示	年間バ スポーツ ト券による 観覧	
大学生及 びこれに 準ずる者	五百一〇円 四一〇円	五百一〇円 四一〇円	二四〇円	二四〇円	二四〇円
中学生、 高校生及 びこれら に準ずる 者					
小学生、 中学生、 高校生及 びこれら に準ずる 者					

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

交流展示室	博物館資料	使 用 料	備考 (略) 別表第三（第二十三条関係）
一時間につき一、九八〇円	一回につき、一点五、二三〇円以下の範囲内において知事が定める額	一回につき、一点五、二三〇円以下の範囲内において知事が定める額	備考 (略) 別表第三（第二十三条関係）

交流展示室	博物館資料	使 用 料	備考 (略) 別表第三（第二十三条関係）
一時間につき一、九四〇円	一回につき、一点五、一四〇円以下の範囲内において知事が定める額	一回につき、一点五、一四〇円以下の範囲内において知事が定める額	備考 (略) 別表第三（第二十三条関係）

レクチャールーム
一時間につき一、七六〇円
(略)

十一

2 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

の第一十一条の規定により同条第一項の鶴賀料を納付したものにについては、たゞ前例による。

夙宮歴史博物館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

三重県条例第三十八号

糸宮歴史博物館条例の一部を改正する条例

原宮歴史博物館条例（平成元年二重原条例第六号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

（観覧料）
改
正
別表第一（第十一條関係）

第十二条 (略) 第七条の規定により特別観覧をしようとする者

は、一点一回につき、三、一四〇円の範囲内で知事が定める額の特別観覧料を納付しなければなら

別表第一 ない。
(第十一 案関係)

		区分		常設展	特別展、企画展その他	料覧
一般	小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	個人	団体(二〇人以上)			
三四〇円	二三〇円	—	—			
二七〇円	一八〇円	—	—			
が定める額	の都度知事案して、そ る費用を勘 うのに要す 展示等を行 る特別な催物	特 別 な 催 物	企 划 展 示 会	企 划 展 示 会	企 划 展 示 会	料 覧

別表第二（第十二条関係）

卷之二

1 開 見
この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

レクチャールーム
一時間につき一、七〇円

卷之三

三重県知事 鈴木英敬

第十一條 (略)
2 第七条の規定により特別観覧をしようとする者

は、一点一回につき、三、〇八〇円の範囲内で知事が定める額の特別観覧料を納付しなければなら

別表第一 ない。
(第十一條関係)

		区分		常設展	特別展、企画展その他の 料
一般	小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	個人	団体(二〇人以上)		
三四〇円	二三二〇円	—	—	常設展	特別展、企画展その他の 料
二六〇円	一八〇円	—	—	常設展	特別展、企画展その他の 料
が定める額	の都度知事案して、そ る費用を勘 うのに要す 展示等を行 うのを勘定 する	特 別 な 催 物	特 別 な 催 物	常設展	特別展、企 画展その他の 料

別表第一（第十二条関係）

備考 (略)	設備、機械等	研修室	講堂	特別展示室	施設等の名称	
					九時から十 二時まで	十三時から 十七時まで
額	円の範囲内において知事が定める	一、五六〇 円	五、二三〇 円	五、二三〇 円	六、二八〇 円	一〇、四八〇 円
	一点又は一式につき、三、一三〇	二、〇八〇 円	六、二八〇 円	二〇、四八〇 円	七時まで	九時から十 九時まで
		三、一三〇 円				便 用 料

卷之三

2 この条例の施行の日前に斎宮歴史博物館条例第八条に規定する使用の許可を受けたもの又は改正前の第十一条の規定により同条第一項の観覧料若しくは同条第二項の特別観覧料を納付したものについては、なお従前の例による。

三重県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十九号

三重県立美術館条例の一部を改正する条例

第一条 三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改		正		後		改		正		前	
		別表第一（第二十二条関係）		別表第一（第二十三条関係）		別表第一（第二十二条関係）		別表第一（第二十三条関係）		別表第一（第二十二条関係）		別表第一（第二十三条関係）	
		区 分	個 人	常 設 展	観 覧 料	区 分	個 人	常 設 展	観 覧 料	区 分	個 人	常 設 展	観 覧 料
一	般	小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	個 人 人以上)	常 設 展 団体(二十人以上)	観 覧 料 企画展	小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	個 人 人以上)	常 設 展 団体(二十人以上)	観 覧 料 企画展	小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	個 人 人以上)	常 設 展 団体(二十人以上)	観 覧 料 企画展
三	〇〇円	二一〇円	—	—	—	三	〇〇円	二一〇円	—	三	〇〇円	二一〇円	—
二	四〇円	一六〇円	—	—	—	二	四〇円	一六〇円	—	二	四〇円	一六〇円	—

別表第一を次のように改める。

別表第二（第二十三条规定）

講堂	県民ギャラリー			施設名	使 用 区 分	使 用 料
全部使用 (二四〇平方メートル)	部分使用 (一七七平方メートル)	部分使用 (二五三平方メートル)	全部使用 (四三〇平方メートル)	観覧料又は入場料を徴収しない場合	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで
観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収しない場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	一四、八五〇円	九、九〇〇円	一三、一一〇〇円
観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収しない場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	七、一五〇円	九、三五〇円	二三、〇〇〇円
観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収しない場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	一〇、七二〇円	一九、八〇〇円	三三、〇〇〇円
観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収しない場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	四、九五〇円	六、六〇〇円	一五、九五〇円
観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収しない場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	七、四二〇円	九、九〇〇円	二三、九二〇円
観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収しない場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	一〇、四五〇円	九、九〇〇円	二〇、六一〇円
観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収しない場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	観覧料又は入場料を徴収する場合	一五、六七〇円	一三、七五〇円	三三、八二〇円

第一条 三重県立美術館条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

(事業)	改	正	後	(事業)	改	正	前
第二条 美術館においては、次の事業を行う。				第二条 美術館においては、次の事業を行う。			
一・二 (略)				一・二 (略)			
三 別表第二に掲げる美術館の施設及び設備（以下「講堂等」という。）を美術に関する展覧会等のために使用させること。				三 美術館の施設又は設備（以下「施設等」という。）を美術に関する展覧会等のために使用させること。			
四 別表第三に掲げる美術館の施設及び設備（以下「県民ギャラリー等」という。）を美術に関する展覧会等のために利用に供すること。				四 別表第三に掲げる美術館の施設及び設備（以下「県民ギャラリー等」という。）を美術に関する展覧会等のために利用に供すること。			
五・六 (略)				五・六 (略)			
(指定管理者が行う業務の範囲)				(指定管理者が行う業務の範囲)			
第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。				第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。			
一 市民ギャラリー等の利用の許可等に関する業務				一 施設等の維持管理及び修繕に関する業務			
二 第二十八条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務				二 (略)			
三 美術館の施設又は設備（以下「施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務				三 (略)			
四 (略)				四 (略)			
(指定等の告示)				(指定等の告示)			
第八条 (略)				第八条 (略)			
2 知事は、第二十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。				2 (略)			
(事業報告書の作成及び提出)				(事業報告書の作成及び提出)			
第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。				第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。			
一・二 (略)				一・二 (略)			
三 第二十八条第一項に規定する利用料金の収入の実績 (略)				三 (略)			
四 (略)				四 前三号に掲げるもののほか、美術館の管理の業務の実態を把握するために必要な事項 (教育委員会による管理)			
五 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理の業務の実態を把握するために必要な事項 (教育委員会による管理)				五 前三号に掲げるもののほか、美術館の管理の業務の実態を把握するために必要な事項 (教育委員会による管理)			
第六条 (略)				第六条 (略)			
2 前項の規定により教育委員会が管理の業務を行うときは、知事は、別表第三に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。				2 (略)			
3 第二十九条から第三十一条まで及び別表第三の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十九条から第三十一条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。				3 (略)			
第六条 (指示)				第六条 (指示)			
第十五条 館長は、施設等及び美術資料の保全、館内の秩序の維持その他管理上必要があると認めるときは、入館者又は使用者（第十九条の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対する必要な指示をすることができる。				第十五条 館長は、美術館の施設及び美術資料の保全、館内の秩序の維持その他管理上必要があると認めるときは、入館者又は使用者（第十九条の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対する必要な指示をすることができる。			

(使用の許可)

第十九条 第二条第三号の規定により講堂等を使用しようとすると認めるときは、前条の許可を与えないものとする。

(許可の条件等)

第二十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を与えないものとする。

一 (略)

二 講堂等を損傷するおそれのあるとき。

三 (略)

第二十三条 (略)

(利用の許可)

第二十四条 第二条第四号の規定により県民ギャラリー等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときはも同様とする。

2 県民ギャラリー等を利用することができる時間は、午前九時から午後五時までとする。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことがで

きる。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 県民ギャラリー等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団）をいう。第二十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、美術館の管理上支障があると認められるとき。

4 指定管理者は、美術館の管理上必要があると認めるとときは、第一項の許可に条件を付けることができること。
(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第二十五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、県民ギャラリー等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
(利用者等に対する指示)
第二十六条 指定管理者は、美術館の管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第三十三条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。
(利用の制限等)

第二十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができ

る。

一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(施設等の使用の許可)

第十九条 第二条第三号の規定により施設等を使用しようとすると認めるときは、前条の許可を与えないものとする。

(許可の条件等)

第二十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を与えないものとする。

一 (略)

二 美術館の施設等を損傷するおそれのあるとき。

三 (略)

第二十三条 (略)

2 (略)

- 三| 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四| 暴力団の利益になると認められるとき。
- 五| 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 六| 公益上必要があると認められるとき。
- 七| 前各号に掲げる場合のほか、美術館の管理上特に必要があると認められるとき。
- 2| 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した県民ギャラリー等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
- (利用料金の収入)
- 第二十八条 指定管理者は、県民ギャラリー等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として收受するものとする。
- 2| 利用料金は、指定管理者が別表第三に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- (利用料金の納入)
- 第二十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。
- (利用料金の減免)
- 第三十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- (利用料金の返還)
- 第三十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により県民ギャラリー等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。
- 第三十二条 (略)
- (損害賠償義務)
- 第三十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生れによって生じた損害を県に賠償しなければならない。
- 第三十四条 (略)
- (罰則)
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
- 一・四 (略)
- 五 第十九条の許可を受けないで講堂等を使用した者
- 六 (略)
- 第三十六条～第四十一条 (略)
- 別表第二を次のように改める。
- 別表第二（第二条、第二十二条関係）

第三十二条 (略)	第二十四条 (略)
(損害賠償義務)	(損害賠償義務)
第三十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生れによって生じた損害を県に賠償しなければならない。	第二十五条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を県に賠償しなければならない。
一・四 (略)	第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。
五 第十九条の許可を受けないで講堂等を使用した者	一・四 (略)
六 (略)	五 第十九条の許可を受けないで施設等を使用した者
第三十六条～第四十一条 (略)	六 (略)
別表第二（第二条、第二十二条関係）	第二十八条～第三十三条 (略)

施設名	使 用 区 分		使 用 料
	全部使用 (二四〇平方 メートル)	観覧料又は入場料 を徴収しない場合 観覧料又は入場料 を徴収する場合	
講堂	一〇、四五〇円	一三、七五〇円	二三、五五〇円
メートル)	一五、六七〇円	一〇、六一〇円	三三、八二〇円

備考 施設には、付帯する設備を含むものとする。
別表に次の表を加える。

施設名	利 用 区 分	金額		
		午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
県民ギャラリー	全部利用 (四三〇平方 メートル)	観覧料又は入場料 を徴収しない場合 観覧料又は入場料 を徴収する場合	九、九〇〇円 一四、八五〇円	一三、二一〇〇円 一九、八〇〇円
	部分利用 (二五三平方 メートル)	観覧料又は入場料 を徴収しない場合 観覧料又は入場料 を徴収する場合	七、一五〇円 一〇、七二〇円	九、三五〇円 一四、〇一〇円
	部分利用 (一七七平方 メートル)	観覧料又は入場料 を徴収しない場合 観覧料又は入場料 を徴収する場合	四、九五〇円 七、四二〇円	六、六〇〇円 九、九〇〇円
			一、〇〇〇円 一六、五〇〇円	一一、〇〇〇円

備考

一 施設には、付帯する設備を含むものとする。

二 単位となつて利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする）。当直前（直前がない場合には、直後）の単位となつて利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 入場料とは、入場料以外に会費等これに類するものを含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 第一条、附則第三項及び附則第四項の規定 平成三十一年十月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成三十二年四月一日

（準備行為）

2 第二条の規定による改正後の三重県立美術館条例第二条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他行為は、前項第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の三重県立美術館条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に、第一条の規定による改正前の三重県立美術館条例第十九条に規定する使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

4 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に、第一条の規定による改正前の三重県立美術館条例第二十二条の規定により同条第一項の観覧料を納付したものについては、なお従前の例による。

5 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に、第二条の規定による改正前の三重県立美術館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の三重県立美術館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県条例第四十四号

三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例

三重県立鈴鹿青少年センター条例（昭和六十年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

区分	単位	金額(円)	別表(第十一条、第十七条関係)	
			改正	後
一 青少年センターの宿泊室を利用する場合				

区分	単位	金額(円)	別表(第十一条、第十七条関係)	
			改正	前
一 青少年センターの宿泊室を利用する場合				

県内に住む者	小学生及び中学生並びにこれに準ずる者	一人一日に	五二〇
県内に住む者	高校生及びこれに準ずる者	一人一日に	九四〇
県内に住む者	その他の者	一人一日に	一、五七〇
県内に住む者	小学生及び中学生並びにこれに準ずる者	一人一日に	一、〇五〇
県内に住む者	高校生及びこれに準ずる者	一人一日に	一、八九〇
県内に住む者	その他の者	一人一日に	三、一四〇
県内に住む者	小学生及び中学生並びにこれに準ずる者	一人一日に	一、〇五〇
県内に住む者	高校生及びこれに準ずる者	一人一日に	九二〇
県内に住む者	その他の者	一人一日に	五一〇

備考 (略)	二 青少年センターの施設又は設備等を利用する場合
(一) 施設	

区分	一時間当たりの金額(円)
総合研修館	一、八九〇
大研修室	一、一三〇
オリエンテーション室	一、一三〇
研修室	七四〇
文化室	七四〇
創作室	七四〇

備考 (略)	区 分	金額(円)
設備及び器具一点又は一式につき	六、六〇〇	

備考 (略)	二 青少年センターの施設又は設備等を利用する場合
(一) 施設	

区分	一時間当たりの金額(円)
総合研修館	一、八五〇
大研修室	一、一一〇
オリエンテーション室	一、一一〇
研修室	七三〇
文化室	七三〇
創作室	七三〇

備考 (略)	区 分	金額(円)
設備及び器具一点又は一式につき	六、四八〇	

附 則

- この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前において、三重県立鈴鹿青少年センター条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものであるときに限り、この条例による改正後の三重県立鈴鹿青少年センター条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県知事 鈴木英敬

二)重県条例第四十五号

三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例

三重県立熊野少年自然の家条例（昭和五十一年三重県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改	正	後	改	正	前						
別表（第十二条、第十八条関係）													
一 少年自然の家の宿泊室を利用する場合													
区 分	単 位	金 額 (円)	区 分	単 位	金 額 (円)	区 分	単 位						
一 (略)	(略)	(略)	一 (略)	(略)	(略)	一 (略)	(略)						
二 その他の者一人一日につき	七七〇円	七七〇円	二 その他の者一人一日につき	七五〇円	七五〇円	二 その他の者一人一日につき	七五〇円						
備考 (略)													
二 少年自然の家の施設又は設備を利用する場合													
(一) 施設		一時間当たりの金額(円)		一時間当たりの金額(円)		一時間当たりの金額(円)							
体育館		三三三〇円		一一一〇円		一一一〇円							
(略)		(略)		(略)		(略)							
備考 (略)		備考 (略)		備考 (略)		備考 (略)							
(二) 設備等		一、一〇〇円		一、一〇〇円		一、〇八〇円							
備考 (略)													
二 少年自然の家の施設又は設備を利用する場合													
(一) 施設		一時間当たりの金額(円)		一時間当たりの金額(円)		一時間当たりの金額(円)							
体育館		一一一〇円		一一一〇円		一一一〇円							
(略)		(略)		(略)		(略)							
備考 (略)		備考 (略)		備考 (略)		備考 (略)							
(二) 設備等		一、一〇〇円		一、一〇〇円		一、〇八〇円							
備考 (略)													

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、三重県立熊野少年自然の家条例第三条第一項に規定する指定管理者から同条例第十八条第二項の規定により利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、当該利用料金の変更の理由が消費税法等の一部改正によるものである限り、この条例による改正後の三重県立熊野少年自然の家条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

津市広明町13番地 行
発 三重県教育委員会